

令和7年度 第1回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議 会議録

(令和7年12月3日作成)

1	開催日時	令和7年10月24日(金曜日) 14時00分から16時00分
2	開催場所	市役所本庁舎9階 第1会議室
3	出席者	
(1)	委員	東本 愛香委員、高尾 正義委員、土佐 一仁委員、篠澤 和貴委員、 樋原 経宏委員、武田 侑紀委員、松田 慎之介委員、戸松 篤司委員、 磯部 晴子委員、伊藤 一茂委員、大野 等委員、白田 東吾委員、 小出 正明委員、森岡 容子委員、山崎 馨子委員、工藤 智子委員、 飯ヶ谷 徹平委員、村松 裕須圭委員、文川 和雄委員
	事務局	福祉政策課 斎藤課長、横田課長補佐、内田係長、原田主任主事、小又主任主事
	その他	千葉刑務所 海野福祉専門官、千葉地方検察庁 渡邊統括捜査官、船橋市福祉サービス部 岡部部長
4	欠席者	宮坂 貴俊委員、佐藤 将太委員、岸 洋介委員、平川 修委員、 清水 博和委員、友野 剛行委員
5	議題及び公開非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由	
(1)	議題	1. 再犯防止推進ネットワーク会議について 2. 非行少年・再犯防止支援ハンドブック(案)について 3. 更生保護法人千葉県帰性会について(千葉保護観察所)
	公開・非公開の別	公開
	非公開の場合の理由	
6	傍聴者数 (全部を非公開で行う会議の場合を除く。)	1名
7	決定事項	議題1及び2について、事務局より報告の上、意見交換を行った。 議題3について、千葉保護観察所より報告の上、意見交換を行った。
8	議事	別紙のとおり
9	その他	
10	問い合わせ先	船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 福祉政策課 政策推進係 電話 047(436)2383 fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp

令和7年10月24日(金)14:00～

市役所9階第1会議室

令和7年度第1回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議 会議録

内田係長	<p>(傍聴者入場)</p> <p>ただいまより、令和7年度第1回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を務めております福祉政策課政策推進係長の内田と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、事前に送付いたしました資料について確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・次第・席次・委員等名簿・船橋市再犯防止推進ネットワーク会議設置要綱・船橋市再犯防止推進ネットワーク会議について（資料1）・非行少年・再犯防止支援ハンドブック（案）（資料2）・ハンドブックに関する意見取りまとめ（資料3）・更生保護法人千葉県帰性会のしおり（資料4） <p>以上が事前に事務局より送付した資料です。</p> <p>また、新たに委嘱させていただいた委員につきましては、本日お手元に「船橋市再犯防止推進計画」の冊子を置かせていただいております。こちらも本日お持ち帰りいただければと思います。</p> <p>不足している資料がございましたらお申し出ください。</p> <p>次に、マイクの使用方法についてですが、スイッチを押していただきますと赤いランプがつき、マイクがオンになります。発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにしていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、新たな委員の方へ福祉サービス部長より委嘱状の交付を行います。お席まで参りますので、お名前を呼ばれた方は、その場でご起立くださいますようお願いいたします。</p>
------	--

篠澤 和貴 様、 松田 慎之介 様、 大野 等 様、
文川 和雄 様

なお、委員の欠席につきまして、船橋東警察署の宮坂委員、千葉刑務所の佐藤委員、千葉地方検察庁の岸委員、船橋地区更生保護協力雇用主会の平川委員、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」の清水委員、一般社団法人千葉県居住支援法人協議会の友野委員につきましては、本日は所用により、欠席の連絡がありましたことをご報告いたします。

また、千葉刑務所より海野様、千葉地方検察庁より渡邊様にそれぞれご出席をいただいておりますことを併せてご報告いたします。

それでは、福祉サービス部長の岡部よりご挨拶をさせていただきます。

岡部部長

福祉サービス部長の岡部でございます。

本日は今年度初めての会議の開催ということで、ご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の福祉行政にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

市では、令和6年3月に「船橋市再犯防止推進計画」を策定し、また、このネットワーク会議についても、計画に基づき昨年の7月に設置させていただいたのですが、再犯の防止を推進していくに当たっては、この会議をはじめとする関係団体の皆様とのつながりは不可欠と考えております。

後ほど事務局から説明があるかと思いますが、この会議では再犯防止に関する情報共有のほか、再犯防止支援に関するハンドブックの作成、計画に関する協議などをさせていただき、これらを通じて皆様と一緒に再犯防止の取組を一歩一歩着実に進めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、皆様の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

内田係長	<p>それでは、以後の議事は東本会長に引き継がせていただきます。東本会長、よろしくお願ひいたします。</p>
東本会長	<p>はい。</p> <p>今回初めて会議に参加される委員の方々、この会議の会長を務めさせていただいております、千葉大学の東本と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って、議事を進行いたします。</p> <p>皆さん、議事の円滑な進行について、どうぞご協力をお願いいたします。</p> <p>議事に先立ち、会議の公開及び傍聴について事務局からお願いします。</p>
内田係長	<p>会議の公開につきましてお伝えいたします。本会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。また、会議後は会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了承のほどお願ひいたします。</p> <p>なお、会議の開催につきまして、市のホームページにて開催日程等を事前に周知しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、傍聴についてです。本日の会議を公開することとし、傍聴者の定数を3名として市ホームページに掲載したことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日の傍聴者は1名です。</p>
東本会長	<p>傍聴者におかれましては事務局より配付されたかと思いますが、傍聴に際しての注意事項にご留意され、傍聴されますようお願いいたします。</p> <p>会議については原則、公開となっておりますが、船橋市情報公開条例第7条に規定する不開示情報について協議する必要が生じた場合、同条例第26条により一時的に退席していただく場合がございます。</p>
斎藤課長	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>議事（1）「再犯防止推進ネットワーク会議について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>福祉政策課長の斎藤でございます。</p> <p>新たに委員になられた方もおられますので、改めて本ネット</p>

東本会長	<p>ワーク会議について説明いたします。</p> <p>お手元にお配りいたしました資料1「船橋市再犯防止推進ネットワーク会議について」をご覧ください。</p> <p>この会議については、船橋市再犯防止推進計画に基づく再犯の防止等に関する施策を推進するため船橋市再犯防止推進ネットワーク会議設置要綱に基づき令和6年7月1日付けにて設置させていただきました。</p> <p>資料1の中段にございますが、ネットワーク会議について計画においては、多方面の団体を構成員とする会議の設置により、『関係機関の結びつきを強めることで、犯罪をした者等が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築』を進めることとしております。</p> <p>具体的な内容といたしまして、会議の中では委員の皆様の所属団体の取り組みやイベントなどの情報交換や活動課題の共有を行うほか、再犯防止に係る現状の把握・共有を通して、犯罪をした人や非行少年の社会復帰に際しての支援を円滑に、また、継続的に行える体制やつながりを構築してまいりたいと考えております。</p> <p>また、ネットワーク会議における当面の目標といたしまして、本日の議題にもございます、再犯防止に関する冊子の作成というところもございまして、昨年度より会議の中で様々ご意見を頂戴しております。</p> <p>また、現行の計画期間が令和8年度までとなっておりますので、次期計画の検討につきましても、来年度以降、ネットワーク会議にて協議させていただく予定です。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中とは存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>ネットワーク会議の説明については以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から再犯防止推進ネットワーク会議について説明いただきましたが、何かご質問等はございますか。</p>
------	--

	<p>本日は事務局から説明のあった冊子についての議論が続くので、何かありましたらまた会議中にお伝えいただければと思います。</p> <p>それでは引き続き、議事（2）「非行少年・再犯防止支援ハンドブック（案）について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>斎藤課長</p> <p>斎藤でございます。</p> <p>本日の会議に先立ちまして、委員の皆様に対し資料2「非行少年・再犯防止支援ハンドブック（案）」を送付させていただき、様々意見をお寄せいただきました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しいところご確認をいただき、ありがとうございました。</p> <p>本日は、資料3として、お寄せいただいたご意見を事務局にとりまとめさせていただいたもの、また、現段階での事務局の考え方というところを記載させていただき、配付させていただいております。</p> <p>この後、ご意見を頂戴した委員の皆様に、順次ご意見について伺っていければと思っております。また、事務局案をご覧いただいた中で、ご質問などございましたら適宜おっしゃっていただければと思います。</p> <p>全体として、ある程度は本日の段階で幹となる内容の部分などは固めていきたいというところもございますので、皆様ご協力をお願いします。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>東本会長</p> <p>ありがとうございました。事務局から説明いただきましたが、ここまで何かご質問等はございますか。</p> <p>意見をいただいた委員にお話をいただくというところで、全員に1つ1つの意見について全てとなると、かなり時間もかかってしまうと思うので、事前に事務局と話をしていた中で、まず初めに私の方でまとめられる部分はまとめさせていただけれどと思います。</p> <p>まず一つは、このハンドブックの何々ハンドブックっていう名前も、またいろいろ再考できればというふうに思っております。現段階での内容も含めた案として、市の方で提出していた</p>
--	---

だいてるというところかと思います。

あとは文字とかですねフォントとかっていうところのご意見も多々あったと思うんですけど、これも内容が固まり次第、そこに合わせた形でのポップな形といいますか、読みやすい形に変えていく予定というところでしたので、デザインとかに関しては、また案ができ次第、ご確認いただくっていうところでございます。

あともう1つ、私の方で思っているところですが、そもそもそのガイドブックの趣旨の部分なんですねけれど、どうしても支援ってなったときには何々障害を持つとか高齢とか、ちょっと枕詞がついた形のガイドとか案内になることが多い中で、今回は市として、またこの会議として、提案していくというところで、ちょっと幅広な形で考えていくというところで作成したっていうのが、再犯防止推進計画を立てるときの段階でも出ていたところでした。

ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、東京都では、リスタネットといって、インターネットでクリックするといろいろなご情報が出てくるっていうところがあってそこでアクセスしていくというような仕組みもあるんですが、そこまで予算をつぎ込んでというのもなかなか大変なところの中で、それでも船橋市として、我々としてやっていけることは何かというところで、ガイドブックを作ろうということになったという流れもございます。

ですので、どちらかというと、対象を特定するというよりかは収容中の方、あるいは出所・釈放後のサポートもしくはそのサポートをされている施設や地域の方たちも幅広に船橋市の仕組みの中の情報ではございますけれども、こういうことが市の中で生活していく中で存在するんだ、もしくは手続が必要なんだ、準備をするんだということをしやすくするようなために作っているところの趣旨もございますので、もしかするとあのどこかが足りないとか、こういった方への情報が足りないんじゃないかなってところもございます。

そのあたりは、少し幅広に見ているというところの視点でコメント等いただければ良いかなというふうに思っております。

対象を特定しないっていうところと、あとは、矯正施設の特別調整とかにならない限り支援がないと思っている施設の中にいらっしゃる方に、社会の情報とか手続の情報が意外と届きにくいところもあって、そういうことをかなり出した個々の情報でかなりの役に立つこともあるのかなというふうに思います

	<p>し、もう一つは、職員の方でも、どこまで知ってるのかなっていうことを考えると、この冊子をもとに準備できることのヒントを、提示できるという意味ではかなりですね、作っていただきましたけれども、私としては感動するぐらいの出来だったと、もう既に思っているので、前向きで建設的で肯定的なご意見のもと、完成に向けていければいいかなっていうふうに思っておられます。</p> <p>いただいた意見に対して市の対応案というのを、今ご設定いただいていると思うんですけども、何か具体的な手法で確認しておきたいところとか、ご自身が挙げていただいたところの対応で、もう少しあの詳細な返答とか回答が欲しいというところはありますでしょうか。</p> <p>最初にちょっと回答できるところというところなんですが、高尾委員が出していただいた被害者の件なんですけれども、資料3の最後のところ、被害者への心情への配慮とか、謝罪とかっていうところの案だと思うんです。</p> <p>なかなか具体的な案を示せば非常に難しくて繊細なところもあるかなっていうふうに思っておりまして、例えば公的なところとかそういうことに困ったことはこれで載せるっていうのが1つの案なのと、或いは、こういった加害者を考えるときに被害者のことに関しても触れるっていうのがセオリーになっているので、例えば最初の見開きの文のところにちょっと被害者のことについても市としてコメントを付け加えるなど。</p> <p>あるいはですね、船橋市で以前の会議のときに、被害者支援に関しても取り組んでいるというような制度のご説明をいただいたことがあったかと思うんですけども、船橋ではそういった被害者に対してのことにも取り組んでいますっていうところをつけるというところや、加害者が、被害者の方に弁済するっていうときのご相談も、例えばあの法律相談できるみたいなところのニュアンスのコメントっていうのは、どこか検討できるというのが私の中では、ご回答できるところかなというふうに思っております。</p> <p>高尾委員、いかがでしょうか。</p> <p>はい、ご紹介いただきましてありがとうございます。 今ご説明いただいた方向性で私の方は、異論はありません。 提案した趣旨としては、再犯防止の取り組みについて、全く前</p>
--	---

	<p>提となる理解がない方に話をしたときによくあるのが、加害者を助けるというところで、被害者はどうなるんだっていうことを素朴におっしゃる方が多くて、これはもう無理からぬところではあります。</p> <p>再犯防止の取組は、新しい被害者を生まないための取組だということでご理解をいただくわけなんですが、やっぱり実際被害を受けられた方に対して何らかのケアが必要という視点を持つておられるっていうことがわかるような、ハンドブックであるべきなのかなということを思いまして、どういう対応すべきなのかってのはもう、今先生おっしゃったように個別にやるべきことは千差万別なので、こうしたらいいっていう答えは示せないと思うんですよね。</p> <p>ですので、答えの方向性、導く方向性としてはざっくりしたものでいいかなとは思いますので何かしらどこかにそういう視点が示せればいいのかなというふうに思っております。</p> <p>東本会長 ありがとうございます。</p> <p>被害者のことにもしっかりと触れておくっていうところはちょっと必要かなというふうにそういった市の姿勢を示すというところも、すごく大事なのかなっていうところです。</p> <p>次に私の方で確認させていただきたい点として、飯ヶ谷委員が、過去のトラウマとか、発達障害とかの関連性とか、結構具体的な特性とかっていうところで、具体的に触れていく、窓口についても触れていくっていうことをご提案いただいております。</p> <p>市の対応として一応記載はされておりますが、もう少しあの補足があったりとかこういったご要望がっていうところがあつたら教えていただければと思うんですけども。</p> <p>飯ヶ谷委員 はい、ありがとうございます。精神保健福祉士協会の飯ヶ谷です。</p> <p>犯罪行為に走ってしまう方や、少年の方と付き合っていると、やっぱり過去のトラウマが要因になっているような方とか、発達障害の特性を持つ方がすごい多いのは感じているところです。</p> <p>その方のせいではなくて、障害が原因になっているというところでは、何かそういった専門的な助言だったりとか、診療とかっていうのが載っていると、再犯防止っていうのは役に立つんじゃないのかなと思ったところです。</p>
--	--

東本会長	<p>情報として例えばですかねクリニックとかの情報とか、医療機関の情報にも発達障害の診察がありますとかっていうようなことが載ってるっていうようなイメージでしょうか。</p>
飯ヶ谷委員	<p>発達障害の診察やってますってなると膨大になりすぎると思しますので、ここに書いてある保健所だったりとか、精神保健福祉センター、まずはそういうところを載せる形でいいんじゃないかなと。</p> <p>で、どこかその対応でも書いてくださったように、こころの健康とかのテーマの中で発達に課題があるとか、こういったことが上手くいかないっていう方も、あの、ご連絡してみてくださいみたいなニュアンスが伝わるというイメージで。</p>
東本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員の話を踏まえて案をつくったときに、不備や不足があるかもしれませんので掲載にあたっての文案のご検討とかをぜひ、委員も一緒に考えていただけるといいかなというふうに思いますので、伝わるようにかつ傷つかないように、そしていろいろ繋がりやすいようにしていただくようなアイデアを後日で構いませんのでご協力いただければと思います。</p>
	<p>次に、白田委員の出してくださった、この闇バイトとかヘルプマークとか、周辺情報ハンドブックに入れるかどうかっていうところの、あの検討というところで、これかなり大事かなというふうに思っておりますので、もしご意見等ございましたら、お伝えいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
白田委員	<p>はい、ありがとうございますこの対象を広くっていうふうに先生から冒頭ご説明があったので、そういう意味ではこういった項目を盛り込むっていうことも1つだと思ったところではあります。</p> <p>一方で、全体的に見て少しこう、なかなか理解が難しい方も、見るってなったときに、ちょっと全体的に有益な情報や視点がとても多い中で、もう少しこう、こういった部分は絞っていくということを検討してみてもいいのかなと、思って私は書かせていただいたというふうに記憶しております。</p>
東本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>なかなか悩ましいところで、1冊のハンドブックにしてしま</p>

おうかなというところもあって、最初のガイドのときに、中心部分のところはどこなのかとか周辺情報はどこなのかっていうところが、例えば目で見てわかるみたいなところとかの工夫がもう少しされるといいのかなっていうふうには思うんですが、私もご意見をただくごとに、これもあった方がいいんじゃないかなあれもあった方がいいんじゃないかなってどんどん増やしていくこと多くなってしまったところもあるのですが、おそらく入れた方がいいか悪いかなってという点もそうですが、見せ方とか、ちょっと見ていただきたいところ。見やすくというか周辺情報を周辺情報として区別をするみたいなことが今、私が思いつく判断なんですけれども。

何かこの件についてアイデアとか案がある方いらっしゃいますでしょうか。

後でも出てくるかと思うんですけど、携帯電話のことについてもう少し載せようというふうには思っておりましてそれも、ある種、中心情報であり周辺情報ではあるんですけども、なんとなくその本当に幅広にというかどなたが読むかっていうことをあまり絞らず考えるというところもありますし、受けられるかもしれないサービスとか繋がった方がいいサービスとかっていうところも含めてっていうふうに思ったり。あとは、私もプログラムとかをやっているところ、こういうことをやっぱしちゃいけなかつたんだよねっていうところではたと気づいて、そこにアクセスするのをやめるっていうようなことを考えると、ちょっとこう、闇バイトみたいなところっていうのも載せるのも良いかなっていうふうには思ったんですが、あの、もつと多分、他に載せるべき情報をフィーチャーしなきやいけない情報があればその方がいいかと思うんですけども、もしこのあたりでも、皆様からご意見がいただければと思うのですが、少し宿題にさせていただくということと、あと全体を見ていただいてまた委員の皆様から、こここの情報が多いんじゃないかなここ省いて、ここもっと目立った方がいいんじゃないかなっていうご意見を、多分、デザインとかレイアウトとかの段になつたらすごく重要になってくるかと思うので、他のご意見をいただければ良いかなっていうふうに思っております。

流れでいくと、携帯の情報について、千葉刑務所の海野専門官からもご指摘があるんですけども、市の方でも調べていただいて情報共有しているんですけども、個別の支援の団体を掲載するっていうのが非常にセンシティブな情報のようで、ただ、滞納していることによって新たな契約ができないっていう

ことが、かなり起きやすい状況にあるとそのときにいわゆる合法ではない方法で契約しなければいけないっていうところを踏みとどまつてもらうということのための掲載がどこかにあるといいっていうふうにちょっと私は理解したので、市として対応できることの中で、今検討できることとすると、市役所に問い合わせて福祉政策課に問い合わせると、そういう業者と言えばいいんですかね借りられるというところのいくつかのリストがあるのでそれをお渡ししたりとかそれをお伝えすることはできますっていうのが、公平かつ、あの掲載できる情報かなっていうふうには理解しているのですが、例えばこの方向性からいと、滞納していて一般の携帯電話を契約できないからって、そこで諦めないで、契約できる方法もあるよっていうところの中で、福祉政策課では、そういうリストを持ってますみたいなところを掲載するというようなぐらいが多分今の情報の中では限界なんですけれども、そういうことでの対応で、ご了解いただけますでしょうか。

海野専門官

千葉刑務所の海野と申します。

実際個々の携帯電話会社の記載は難しいとは思います。

ただ実際私が現場で支援をしている中で、携帯電話の問題、課題といいますか、刑務所を出てすぐ携帯がないと何も始められない。

仕事にしても、電話がないっていうことはそれだけでもう弾かれてしまうという大きい問題ですので、なので本当に先生がおっしゃった通り、携帯電話がないという問題、困っている方はここに相談すればっていう記載があればいいかと思います。

東本会長

ありがとうございます。

派出所の方たちも、少し社会に一步踏み出しやすいのかなっていうふうに思いますので、借りられないわけではないのかもしれないっていうところでいろいろなあの生き方の選択肢としていただくためには、その文言があるというか、あの可能性が載っているっていうことの意味の方が大きいのかなっていうふうに思いますので、そういう方向でちょっと進めていこうと思っております。

あと、委員の皆様から、こういった記載とかここに誤りがあるとかこういった情報の方がいいんじゃないかということに対してのご意見を多々いただいてそこに私としては対応できることを検討しているというふうになっておりますが逆に確認した

	<p>いこともしくはここに書いてあること、あるいは書いていないけれども、改めてこういったところが、あの必要なんではないかと言われたところがあれば、ご意見をいただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>ハンドブックの使い方に関しては、例えば千葉刑務所にこれをお送りしますっていうふうになつたら、刑務所での判断とか采配で、どういうふうに使っていただくかっていうのはお任せしようという趣旨で、あの作成しておりますのでもしかすると前半部分だけをコピーして、出所についての課題をやるようなところを見据えていくようなプログラムのときにこれを見ながら、話し合ってもらうとかっていうことの使い方もあるのかなっていうふうに思っておりますので、なんとなく前半の方は本人とか、実際に生活するというところで後ろの方は、その支援者の方たちの情報共有というところなんですねけれども。</p> <p>こういった、他のガイドブックとかガイドラインとかご覧なったことある方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>結構、この情報いるのかなみたいなデータとか資料とかもちろんついていて、あのパックになってガイドラインとかガイドブックになってたりとか、そういうところもありますので、後ろの方の情報も今ところこのまま掲載していければいいかなっていうふうに思いますし、後ろの方の情報が必要な機関とかっていうところもあり得るというふうに理解しているので、その辺りではそういう見方で、時間を少し取るので、コメントいただいた委員の皆様も、文字なのでなかなか理解しにくいところもあるかと思いますが、市の対応案というところをお読みいただいた上で、もしご意見があれば。</p>
--	---

高尾委員

千葉保護観察所の高尾です。

資料3で皆さんのご意見を見せていただいて、検察庁さんの意見がすごく大事な視点かなと思いました、グランドデザインというか、このハンドブックは誰に届けるためのものなのかどういう使い道を想定してのかっていうようなところから入つてある程度、必要な情報をしっかりと載せるようなイメージであれば、それをしっかりと入れて、もう分量を増やしてガイドブックとすべきではないかと、そうでなくて先ほどの例えば携帯電話の件はここにご相談ください、ということで、具体的な事業者等の情報等は、そこはオミットするというようなことであれば逆にもっとスリムなものになってそれでハンドブックとするというようなことで、まず全体的な方向性についての検討の必要

	性を提案されているのかなというようなところで、これを具体的な検討に入していく前にここは何か皆さんの方には、共通認識を持っていく必要があるのかなと思いまして、そこから先の作業は各自持ち帰っていただいたりというのもあるのかなと思いますので、その辺いかがでしょうか。
渡邊検査官	<p>検察庁の渡邊と申します。</p> <p>岸委員が所要により出席できませんでしたので、私が代理としてまいりました。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>高尾さんからおっしゃっていただきましたけども、検察庁の方で何点か質問といいますか、ご意見を出させていただきました。せっかくの機会ですので、ご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず1つ目に挙げてあるのがですね、これハンドブックとしてそもそも論のところなんですけども、ハンドブックとしてページ数がちょっと多いのかなあというふうに検察庁の中で出ました。ハンドブックっていうのは、一般的に使用頻度の高い情報を簡潔に掲載されているものがハンドブックと言われるものなんじゃないかなというふうに思いますので、もう少しコンパクトにした方がいいのではないか。他方、このぐらいのボリュームを載せるんだと、今冒頭からも先生の方からいろんな情報を載せていく、いろんな使い方をするというようなお話をございましたが、このようなボリュームで行くというのであればガイドブックとして作っていくというのはいかがかという話を載せさせていただいております。</p> <p>その他ですね、そういうような類の話ですと、「非行少年・再犯防止支援ハンドブック」という表題をつけていただいておりますけども、この表題を見ますと、非行少年に特化したハンドブックと見られやしないかなっていうふうにちょっと思いました。犯罪をした者等の定義の中に、非行少年というものが含まれ、非行少年の中に、虞犯少年、要するに今後犯罪をする恐れがある少年ということが含まれているので、おおよそこの非行少年と再犯という文字を分けてらっしゃるんだろうなと思いますけども、一般の方にこれはわかるかなというところで、それよりはこの表題を見たときに、犯罪をした少年に対する再犯防止の支援と見えてしまわないかというふうに思った次第です。</p> <p>大事なポイントっていうのは、成人であれ、少年であれ、高齢者であれ、再犯をした人等への再犯防止の支援情報が掲載されているハンドブックというか、ガイドブックなんだっていうことを、まず瞬間的に知らしめることだと思いますので、誤解</p>

のない表題にした方がいいんじゃないかなということも併せて意見をさせていただいております。

せつかくなのでもう1つなんですけども、主にこれがどうなのかなということで今、高尾さんからもお話ををしていただいたところなんですけども、主にこれをどこに配布してどなたに読んでもらうことを想定しているのかっていう点でございます。

このハンドブックの素案ができたので意見をいただきたいということで、事務局の方からいただきましたけども、我々の方がまだ認識不足で、議論が一歩戻ってしまうような感じで大変恐縮なんですけども、主にこれを手にして読んでもらおうとする方が誰なのか全体像がよくわからないっていうところでの意見をさせていただいております。

これに関して、市の対応策としましては、全国の矯正施設、保護観察所、検察庁、支援者などへ配布しますというご意見をご回答を案としていただいております。

今後事務局においてもさらに精査をしていくということであろうと思いますけども、掲載する内容やパンフレットのこのレイアウトとか色とか表現ぶりというのは、主に誰に見てもらうかっていうのを位置づけることによって、多少なりとも変わってくるんじゃないかなと思っております。

なので、このハンドブックを誰に読んでもらいたいのか、受刑者なのか、犯罪歴のある、とりわけ生きづらさを感じて、今頑張って生活してらっしゃる、船橋市民の方なのか、それとも我々国や自治体、支援者の方々なのか、そもそも一般の犯罪に関係のない船橋市民なのか、きっと今までの話だとこれ全て、該当するというようなイメージなのだろうかと思いますけども、例えば冒頭2ページ目に、立ち直りを目指すあなたへというところで、立ち直りを目指すあなたは、過去に過ちを犯したかもしれませんという文面が書かれています。これは主に受刑者や犯罪歴のある方の文面というふうに思いますし、ちょっと先ほどあの闇バイトの話も出ましたが、8ページの下の部分に闇バイトに気をつけて、と記載がされておりますが、このページはきっとお金に困ってらっしゃる一般の船橋市民への文面というか、闇バイトには手を出さないように、そういう注意喚起が含まれてるのかな。仮にこれ受刑者に対してと言えば、受刑者が闇バイトをさせてたわけだしなっていうような、ちょっと矛盾も見えるなとか、そういうふうに思ったりもします。

10ページの刑務所や少年院に行った間の各種保険の減免というところは受刑者や犯罪歴のある方であろうし、17ページ以降の地域の皆様には一般の市民の方への文面だろうしという

ことで、主にこのガイドブックは主に誰に読んでもらいたいのか、どのように活用してもらって、配布していくのか、さらにどこまで広げていくのか、例えば学校の教育現場でも利用するようなイメージをされているのかであるとか、やはり作るのが最終目的ではなくて、予算もかかるでしょうから費用対効果といいますか、最大限の効果があるように作成しなければならないと思いますので、現時点における配布計画といいますか、そういういったものが明確なものがもし、事務局というか市の方であるのであれば、お示しいただきつつ、さてハンドブックの中身をどうやって仕上げていこうかというような話の流れにした方が良いのかなというふうに思いました。

市の対応案ではですね、やっぱり一般市民の方々にも広く提供されるものというふうに記載をいただいております。

既にホームページではですね、各種船橋市の福祉のサービスページとかがございますし、船橋市の地域福祉計画というのもあるようで、市民の皆様には周知されているのではないかなと思いますけども、それらとの整合性、につきましても、その内容を精査する必要があるのではないかなというふうに思いました。

長くなりましたがけれど、このような意見を述べさせていただいております。

東本会長

ありがとうございます。

全てここで回答することはできないとは思いますが、一つは闇バイトに関して、個人的な見解ですけれど、一般の人でなくとも、出所した人たちに向けてというところもあって、記載を入れていただいたのかなあというふうに私は理解しています。

以前の会議の中でも、出所してすぐのときの支援のあり方と、少し時間が経ってきて本当に生活に困ってきたときについていうところの中でどこまで載せようかっていうなところのご意見もあったかなというふうに思います。

いろいろな方に届けばいいなというところで、ガイドかハンドかというところ、先ほど申しあげたとおり考えていきましょうというふうに思っております。

都のリストネットとかも、多分これと同じちょっと仕組みと言ったら変ですけれども、いろんな方向に向けて誰が読まれてもっていうところの情報が載っているっていうところはあるかなっていうふうに思います。

どこまでが市が再犯防止推進計画のその一環として、費用対効果等々も考えて、このブックを配布していくところま

で想定すればいいのかっていうのは多分議論かなというふうに思うんですけども。

私の意見としては、整合性の観点で言うと、この冊子の作成に向けた情報収集と提供自体にまず意味を持たせたいっていうところで、何か形づくるところがあるっていうのは1つあっていいかなと思ったりもしております。

それとやはり施設内にいる方、そしてそこから出所する方に向けて、それをサポートする方に向けてっていうのがまず中心になっているというところでこの話が進んでいるのかなっていうふうに思っておりますので、その中でどこまで広げていくのかっていうところと、むしろ、そこだけに絞るのであればもう少し情報が少ない方がいいのかっていうところもあるかもしれませんし、あとは先ほどお話したように、もし配布した先の采配で少しスリム化していただくとかっていうところがあるってもいいでしょうしここを足がかりに、いろいろ考えてコンパクトにするかどうかっていうところもあったと思うんですけども、検討の末ちょっとこのボリュームになっているっていうところもあるかとも思います。

なので、もしここで結果は出ないかもしれませんけれども委員の皆様のご意見とか、いただきながら、最終的な方向性みたいなのと情報量と分量っていうところを決めていければいいかなっていうふうに思ったりもしております。

私はこれを、もし、受刑中の人たちが、自分の時間の中で読んだら少しだけ生活設計とかが考えられるような中身にはなってるなっていうふうに個人的には思いました。

ちょうど今プログラムやってる人でも、準備をしろっていうけど何を準備していいのかっていうのも、情報もないし1つのところから1つの情報しか得られないので、こういった幅広の情報っていうのが、生活の全体像をイメージしてもらえるという部分もあると思います。先ほどの検察庁様のご意見で言うと、ちょっとその見開きのところに、そのいろいろな対象の方へのメッセージっていうふうにしていくっていうところは、あの、ちょっとすぐ取りかかれるところかなと思います。出所で困ってる方もしくは生きづらさに困ってる方、そして市民として支える皆様にみたいなところのメッセージを伝えていくっていうところで、そこに、どの方が読んでも良いというようなメッセージは、今ちょっとご意見を伺って思ったところです。

なので、コンセプトのところで、ここでの意識の共有もそうですけれども、このガイドラインが幅広に作っているとかどなたが読んでもいいようっていうところと、いろんな方へのメ

	<p>ツセージを、市としては届けていますっていうところが伝えられるっていうところは、1つ、今後検討していくということは、考えられるところかと思います。</p> <p>多分ネットワークの名前も出ながらこれ最後、届けていくことになるかと思いますので、議論を通じて完成しましたっていうところでいますけれども、ここの議論が決定ではないですけれどもご意見をたくさん出していただくとこの意義があるかと思いますのでご自由なご意見をいただければというふうに思います。</p> <p>ネットワークとしてこういった意見を上げていったっていうところは意義があるかと思いますので、もしあの、深い中身の前ですね手前のところでもご意見をいただければと思います。</p> <p>千葉少年鑑別所の松田と申します。</p> <p>今の議論に関して、確かにこれを手に取る人として受刑者とかを想定したときに、基本的には船橋市に帰ってくる人が読むってなると思います。</p> <p>かつ、多分これを読もうとする人は、帰住先がないですよとか、もう仕事が決まってなくてどうしようかわからないですよとかっていう方が結局手にとって読むと思うんですけども、そうしたときに、何か見開き1枚目に出てきた、開いて最初に出てくる相談先がなんとなく船橋市じゃなくてなんか保護観察所とか法務少年支援センターとか国の機関になっていて、最初に相談したいと思うところはそこじゃなくてどちらかと言えば5ページに出てくるような出所後の環境作りを行うさーくるさんとかふらっと船橋さんとかの方が何か当事者としては一番最初に相談しやすい場所なのかなとかって思うと、今の当事者向けみたいなところをより強く出すんだったら、そういうところを先に持ってきて、あくまで船橋市みたいなところの相談機関が最初に出てきて、法務少年支援センターとか、内々の話にはなりますが保護観察所さんの相談とかはどちらかと言えば、生活環境調整というよりも非行をどう防ぐかとか、何で犯罪に至っているのかを考えるみたいなところの、何かその心理的な思考の規制を考えるようなところが割と何かあるのかなと思ってるので、それよりも生活とか、そもそも家の探しですみたいなところを前提で考えると何か、5ページ以降のところが一番最初に出てきた方が当事者向けにはなるのかなというふうには感じました。</p> <p>あと、話題に上がっているやはり、誰向けなのかみたいなところで、これはもう千葉刑務所さんとかも意見出しますけれ</p>
--	--

東本会長	<p>ど、なんか、当事者の方はまずこちらをみたいな感じで、そういう最初に当事者の方が見れる、何かガイド的なページがあつたりだとか、この色分けみたいなところが、当事者向けとか支援者向けとか、なされてたりだとかすると読みやすいのかなとか思つたりだとか、あとやはりこういう受刑者への支援となつたときにどうしても知的障害のある受刑者っていうのも対象として避けて通れないかなとは思うんですけども、やはりこのハンドブックが読みにくい方は、まずここに電話してみてくださいみたいな、もうこれは読めないなって人が、何か電話できる先みたいなところは、最初のページでもいいので載せておくと、これは読めないけど、とりあえずここに電話すれば何か教えてくれるかもしれないってことで繋がれるかなとは思うので、そういうページがあることで少しふりがなの問題とかちょっと少し何か解決されるのかなというふうに思いました。</p> <p>長くなつたんですけども意見としては、船橋市に帰つてくる受刑者を想定するんいたら船橋市の相談が先に載つた方がいいかなっていうところと、あとはパート分けですね、支援者向けとか、受刑者当事者向けとかで分けるんいたら色分けとかがあつた方がいいかなとこと、障害のある方にはまずこれは読めないんだってことだったらここに電話してください、頼つてくださいみたいなところを最初に明示していただくというところの3点です。</p> <p>最初のところで、船橋に帰らない人もたくさんいるよねっていうところの中で、船橋市に帰らなくても、こういう機関があるんだとか情報があるんだってことを知つてもらいたいという配慮で、きっと逆に前面に押し出さないというところに着地しているのかもしれません、確かにおっしゃるように、最初に船橋に生活するにあたつてみたいなことで、そこから支援が広がっていくっていうところは確かにあるかもしれない、収容中で船橋に帰る方へっていうメッセージ、あとは読めなくともそこで諦めないというところ、生活環境調整とか、それこそ、特別支援とかになるような方ではない方でも、意外とこういつた一般的な情報が漏れていて、免許の更新が漏れていてっていうところの中でトラブルになるっていうところを、多分幅広に防いでいただくっていう案もあっての、こういった情報のあの網羅になつてるっていうところもご理解の上で、読みにくいつていう方はここにっていうところもあってもいいのかなっていうふうには思いましたので、この辺はちょっと工夫をしていくのはいいことかなと思います。</p>
------	--

渡邊捜査官

すいません、刑務所さんも多分そうだろうし、これをちょっと配られた検察もそうなんでしょうけど、どうしてもその先にこれをどうやって使うのかなっていうふうに、ちょっとどうしてもイメージしてしまうのが、先行してしまう部分があるんですけども、今、我々は少なくとも会議に今日来るまでは、これは捕まった人に対して、支援が必要な人に対してそれは船橋に帰る人に対して使うんだろうなと思ってたんですけど、そうではなくて、船橋じゃない方々にも、要はこういうような取り組みを周知していってアピールしていくということはこれ刑務所から出所する人全員に、このようなハンドブックがあるというのを見せていくような、警察で捕まってきた人全員にこういうようなっていうのを、見せていくようなイメージをお考えなんでしょうか。

東本会長

そうではなくてですね、船橋に帰らない人も知ることができるもの、こういう冊子はあまりなくて、帰るにあたっての手続の方法とかっていうのは、多分施設の職員の方がかなり苦労して説明されているのではないかというふうに思っています。

もちろん船橋市に帰る方がまず優先して見ていただきたいところですが、こういった資料の情報が、インターネットが使えない施設の中で手元にあるっていうこと自体も今かなり少ない状況かなっていうふうに理解しています。

そうしたときに、この冊子は船橋市向けのものですけれども、他の使い道にも役立っていただきたいっていう多分市の配慮もあって、住まいのことやお仕事のことはこんなことで困るんだろうなっていう想定ができるような、何かこう、チャートみたいになってるのかなっていうふうに理解しております。

なので、アピールもしたいんですけど、船橋市に帰らない方にも少しだけ役に立つぐらいのイメージはあってもいいのかなと思います。

優先的には確かに船橋に帰ろうと思っている人が手に入れるところに立つっていうところにはなるとは思います。

船橋にはこういったところがありますよっていうところっていうのを、例えばこのエリアにこんなふうに病院があるんだなあとかって思うだけでも、入所中の中にいる人には、ヒントになるかなっていうふうに思ったりもしますし、本当に電話もできないしネットも調べられないっていう中では、網羅されていく情報っていうのが、少しでも役に立つかなっていうふうに思ってはいます。

	<p>ここで大事な、誰に配るかを決めた方がいいのかって委ねるのか、それとも配布をする先が困るから、ある程度のコンセプトを決めた方がいいのか、もう一つは、最初の方にどなたが取ってもいいようなガイドをもう少し工夫して載せるのかっていうところもあるかと思うんですけども。</p> <p>社会福祉協議会の小出です。</p> <p>情報量が多いと出所する方はもう全然見れなくなっちゃうんじゃないかなっていうことで、それは最初懸念していたんですけども、以前の会議で、千葉刑務所の方からも、こういったガイドブックがあると、受刑者に見せながらサポートしていくんだっていうことの話をいただいて、私のイメージでは、受刑者の方に対してこの冊子があるからこれを自分で見なさいよっていう、多分扱いにならないんじゃないかなと思います。そういったサポートする方が、受刑者に対してこういったものがあるよ、一緒に見ていきましょうか、というような多分そういう使い勝手になるんじゃないかなっていうことで、それでしたら、情報量が多くてちゃんとサポートする人がいるので、情報があればあるほどいいのかなというふうに思って、このボリュームで私はいいのかなっていうふうに、理解していました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>私も含めてですけれど、正直、例えば面接するときにこういう情報を全部集めて用意するのは結構しんどいなって思ったときに、こういうものがあったら使うかなと思ったりはしました。</p> <p>確かにおっしゃるように、そういう意味では情報が少し多めの方がいいっていうのにもなってくるのかなというふうには思って進めたのかなと思います。</p> <p>すいません、今話聞いててやはり受刑者に配っていくっていうのはあまり現実的じゃないのかなってと思いまして、検察庁さんとか千葉刑務所さんとかを考えたときに、船橋市に帰住する人、そうでない人にも幅広いハンドブックとして全員に配るのかとなると、扱いがやっぱり難しくなると思います。</p> <p>小出委員おっしゃったように、支援者向けに基本的に回ってきて、船橋に帰るんだったらドンピシャで見せることもできるし、そのほか船橋に入らない人であっても船橋を例にとったらこういう支援があってみたいな形で、福祉支援の説明のときとかに、例えば障害のある人だったらこういうところが紹介されていて、あなたの帰る市ならこういうところかもしれないみた</p>

	<p>いな感じで紹介していく形の使い方にあるのかなあっていうふうに思うと、ある程度支援者向けにこういうふうに情報を網羅して書いていて、ただ、当事者向けにメッセージ書いてくれてるから一緒に読もうかみたいな形で、そこを読んだりとかするっていう感じの使い方が現実的なのかなあっていうふうにはちょっと今聞いていて思ったところでしたので、あんまりこう、受刑者にまんべんなく配布するみたいなことはやっぱ想定もされないし、むしろそうなるとかなりの部数、年間2、3万人とかっていうことにもなるので難しいかなと。そのあたり、千葉刑務所さんとか、検察さんとかどうでしょうか。</p>
<p>渡邊検査官</p>	<p>ありがとうございます。検察庁もなんとなくそうかなあと思ってまして、なかなか捕まってきた被疑者、逮捕されたものの中でも、やはりお弁当1個盗んじゃったとか、お金がないからそこにある自転車乗って、あのどっかうろちょろしちゃったとか、そういう方々、船橋市に限らず、全員に配っていくのかなと思うとかなりの数になりますし、なかなか現実的ではないのかなというふうに思ったりもします。</p> <p>なので、やはり我々最大限イメージしてはきましたが、このようなハンドブックを作るということで、冒頭からお話があるように、いろんな情報を網羅していろんなところで使っていくんだというような、それなりの容量がボリュームのあるハンドブックというのを作るんであれば、やはりページでちょっと分けていく必要があるんじゃないかなと、何ページ目から何ページ目までが、受刑者向けとか、その後のページ次ページから何ページが、支援をする方々みたいなそういうふうに分ければ、我々としても例えば被疑者被告人に話をするそのページだけを見せる、もしくはそのページをコピーさせてもらって、船橋はこういうことやってるんだよっていうのができるのかなというふうに思いました。</p>
<p>海野専門官</p>	<p>あとポイントとして気になるのは、支援の事例っていうのを、受刑者に見せてしまうっていうのはちょっとリスクがあるといいますか、というのは支援の事例を見せてしまうと、もしこの事例どおりにやってくれって言われたときに、支援は本人の状況や生活環境によって支援の内容は変わってくると考えると、事例を本人に見せるというのは、逆に見せて悪い方向に進んでしまうということも考えると、少し慎重に考えた方がいいのかなというふうに思っておりました。</p> <p>千葉刑務所の海野です。</p>

	<p>まずこのハンドブック、内容的にはすごく本当によくできていて、1支援者としてとても参考になるものであるということは間違いない、これをどう使うか、っていうところで、実際に私が受刑者の日々支援をしてるわけなんですけれども、正直、いろんな自治体がいろんな、こういった似たようなものも出していますし、ただ、利用するときに、基本的にあるものの中で、その人に必要なページであったり部分をプリントアウトしたり、要はこちらである程度絞って提供しながら、説明をしながら支援をしていくという使い方をしているのが実情で、これを拝見して、正直本当に船橋市に帰住する受刑者を前提に使うとしたら利用する、そういうイメージを私は持っています、といいますのも、結局中で支援をするというのは、ただ情報を伝えるというだけではなくて、実際最近も船橋北病院さんの方に当所に来ていただいたんですけど、帰住しました→こういった医療機関があります→それを知りました→実際にその医療機関に通う前に、そのケースでは、実際に船橋北病院さんの方に当所に来ていただいて、受刑者に対して、その医療機関の説明をしていただいて、実際出てから医療機関にかかるようにしました→ということです。</p> <p>要するに具体的に繋げるところまでを支援としては行っていくようにしていますので、本当にこのパンフレットでご自宅の近くで、自転車だったらこれぐらいの時間で通えるかなですか、そういうところで本当に詳しく、細かく見ていきますので、そういうところで本当に船橋市に帰る方ですごく有効というふうに思いながら今回見てました。</p> <p>なので、これが本当に船橋市に帰住する者だけでなくてっていうふうになると、どういうふうに活用していくかなっていう部分で、例えば、データとして、現物じゃなくてデータとして一つあれば、プリントアウトしてですか、その中でも必要な部分だけっていう使い方は本当にできると思うので、使う人の使い方次第なので、まとまらないんですけど、もうこれはこういうふうに使ってくださいっていうふうにガチガチに固めなくてもいいのかなというのは少し思いました。</p> <p>ありがとうございます。私の説明不足かもしれないですが、これはばら撒くために作ってるわけじゃなくて、まず情報まとめるっていうところから作っておりますので、そこは誤解があったら申し訳ないなというふうに思います。そもそもですけど、私達あまり好き勝手なこと言っちゃいけないけど、市の職員の方が本当に一生懸命ここまで作っていただいてっていうところ</p>
--	---

と、何といいますか、市の再犯防止推進計画の中がどこまでカバーしなければいけないのかっていうところも含めて、ただその要望と市の対応とのバランスはすごく重要なというふうに思っております。

それで例えばですね、使い方っていうところも含めて、最初の方はご本人向けにも作ってありますとか、またデザインを変えていくっていうのは検討していかないところかなというふうに思いますし、本当に一番最初の方って、あの情報が載ってるものと、プラス何かこう、一目でわかるみたいな、ちょっと薄めのものを作ろうかみたいな話もあったような記憶もしておりますので、確か議事録の中に出てくるかもしれない、例えばですね、あの全部が載っていて施設職員が扱えるようなものと、あとは実際に手元に、就職に向けて、手元にしてもトラブルがないような、あの簡略バージョンと前の方バージョンだけみたいなところっていうのは今のお話を聞いていて、あのあり得ることかなっていうふうに思います。

例えば、こういった方には前半部分だけと一緒に見ていくようにお使いくださいとかっていうところで、この1・2ページで駄目だったら、先ほどおっしゃってくださったように、支援に繋げないと厳しいかもしれませんみたいなもの、何かこう、使い方というか選択の仕方、チャートみたいなのは、きっとこのネットワークの工夫によって、少し添付していくつのはありかなというふうに思いますので、掲載する情報はこのぐらいのところにしていて、誰にどういった部分を届けていくのかっていうのと、わかりやすくしていくのかということと、手元に取る方によって個別に使用できるような方法案っていうのを考えながら、ちょっと精査していくっていふ理解でもよろしいでしょうか。

すみません、ここまで情報を集めていただいたので、何か減らす方向に私の決断がなかなかできないっていうところもあるのと、私自身もすごくこの情報によって、こういったことが船橋市はやっているんだなって助かるところもありますので、おっしゃってくださったように、船橋に帰る方にはドンピシャで前半の方をお渡しいただいてもいいようなところもしくは出所に当たっては、確認していくのに使ってくださいというところにすると、ただ他の部分でも参考になるところがありますので、分けて使えるようなあの使い方っていうのを何か工夫できないかっていうのは、あの宿題にさせていくような形でも、よろしいでしょうか。

私は手元に取って素晴らしいなと思ったところはあります

	<p>し、多分何かを載せて何かを載せないっていうと、また本当に大変なことになってしまって、ここの段階ではかなり網羅、施設とか機関とかに関しては網羅、先生方のご協力いただいて網羅できているかなっていうふうに思いますので、ちゃんと届かなかきやいけない人に届くようになっていうところの工夫と、そういった活動報告を、こういったネットワークでもしていかなければいけないかなっていうふうに思ったりはしました。</p> <p>多分ご意見にもあったように、支援者が見る部分と、当事者が見てもいい部分っていう工夫と、あとおっしゃるように、一般の方にも有益な情報が載っていますみたいな部分っていうのは何かメッセージを伝えていくっていうところは、何かまた工夫ができるかなあというふうなことで、掲載情報については、この情報の方向性で進めていいといふ理解を、ネットワークとしてはしたいなというふうに思っておりますので、また、届け方とか使い方とかっていうのは実際に使うかもしれない可能性がある機関と情報共有しながら進めていったりアイデアをいただくということでも、よろしいでしょうか。</p>
土佐委員	<p>弁護士の土佐です。</p> <p>内容については会長がおっしゃってくださったように、とりあえずこの内容をベースとして進めるということでいいのかなという感じます。先ほど千葉刑務所の方がおっしゃっていたことで若干気になったんですけど、今多分この再犯防止推進計画だとか、そういうことはかなり各地の自治体で行われているはずでして、おそらくどこの自治体でも、こういったガイドブックとかハンドブックとかを作ろうって話がかなり持ち上がってるんじゃないかなと想像してるんですね。</p> <p>例えば、この船橋市が作ったものを当事者に渡す分も含めて、千葉刑務所さんですとかあるいは千葉に限らないですよね、船橋に帰住する可能性のある方が収容されている刑務所とか、刑事施設っていうと相当数あると思いますので、そういうところに送るってなった場合に、受け取り側の千葉刑務所さんの側からすると、全国の自治体から何十部ってそういう同じような感じの、これは千葉市の、これは船橋市の、これは大阪の何とか市、これは鳥取の何とか市、みたいなのが、全国から殺到して、何千冊みみたいのが手元に来ちゃうみたいなことっていうのが起こりうるんでしょうか。</p>
高尾委員	<p>少しフォローさせてください。</p> <p>今のお話は重要なご指摘かなと思いますが、県内の各市町村</p>

の推進計画の策定状況に関して、船橋市はこういう形でできて具体的な検討がスタートしてるわけですけど、まだ、市町村さんの推進計画ができないところが多くてですね、千葉県は実はですね、首都圏の中でもすごく遅れているんですね。

県の推進計画自体も、全都道府県で最後だったということもあるんですね、そこはちょっとまだ遅れてるっていうこともあるんですけど、こういうガイドブックを作るっていう動きはあんまりないですね。この推進計画とは別のフェーズで千葉市さんがやっぱり困りごとを抱えてる方へっていうので、ワンストップ的なものを、薄めですけど、作っておられるっていうのはありますけど、他のところでちょっと見られないなっていうのがあるので、刑事施設にこういうものが殺到するっていうことは現段階ではあんまり考えられないかなあと思います。パラパラ来るというくらいのイメージかと思います。

例えて言うと、性犯罪対策の条例を定めているところが、大阪が作りましたけどその後福岡っていうことがあって、それに対して、福岡に帰る人、大阪に帰る時にはこういう働きかけしてくださいねっていうのは刑事施設さんに依頼が行ってるわけですね。これが各都道府県から来るのかって言ってたら意外とそこに続く自治体が出てこなかったみたいなことで、結局それは大阪と福岡の特例になっているような形なんですけども、そんなイメージかもしれません。作るところもあるし作らないところもあると。

また、冊子の形で送るところもあれば、予算との関係で、通知の文書だけ事務連絡だけがいって、ホームページをご覧ください、適宜支援者の方で印刷して、ダウンロードしてお使いくださいという通知だけにとどまるとかいろんなやり方があるんじゃないかなというふうに思います。

東本会長

ありがとうございます。

私も作成にあたっていろいろ調べた中では、ある県では、再出発を見守り支える町みたいなパンフレットがあって、今日の話題と同じで、私が読んだ限りでは、コンセプトがぶれていますっていうか誰に向けてなのか、県が再犯防止推進計画について取り組んでます的なガイドというか、パンフレットみたいになっていて、まさにですね、何で再犯が起きるのとか、支えるのは人との繋がりですみたいなところ、それ誰向けなんだろうとか思ったり、負のサイクルが起きている中で、結局仕事と住居と高齢者の孤立みたいなテーマぐらいしかなくてそこに関しては福祉政策で、みたいなぐらいなんですね。

	<p>なので、情報が確かに網羅しているようなガイドブックが届く可能性は、まだちょっと少ないと、先生おっしゃるように、そのガイドブックを作ろうみたいな動きはあるけど、それは前の再犯防止推進計画のときとあまり変わりがなくて、計画とガイドラインとかガイドブックが大きく変わっているっていうのは、そんなに見なくて、こういった組織を立ち上げましたとかっていうのは結構あるんですけど、2つ目のこの提案で、このブック的なものまで行くっていうのはかなり遅れている千葉の中で、船橋は一步進んでるところかなっていうふうに思いますので、あとは補っていただく形になるのかなと思ってはいまして、ある県は、このぐらいしかなくて船橋だとそういったことがあって、本当に切り取っていただくっていうところになりますし、たくさんいたらたくさん使っていただくっていうところかなと思うと、あの、皆さんおっしゃるように個別に送るっていうのは多分、船橋も含めて全部の自治体でも現実的ではないと思うのでおそらく何冊かずつをお送りするっていうことだと思うんですよね。いろんなガイドブックとかハンドブックがでたりすると、もしくは確かに、本人が難しいんですけど、問い合わせがあったところが、PDFのデータとして役所がお送りするとかっていうところの方向に多分どんどんなっていくかと思うので、そういう意味では、ちょっと私は進んでる方かなっていうふうに、情報量的には進んでる方かなと思うのと、実際に困らないかっていうと、いかがですかね、たくさん来て困るみたいなことはありますでしょうか。</p> <p>海野専門官</p> <p>今あの本当に思い浮かぶのが、東京都が出している再犯防止のガイドブック。結構ボリュームがあるんですけど、これは私の記憶の限りは、1冊送られてきて、これを、活用してくださいっていうような感じですね。それを私もコピーしたりして、その部分で受刑者に対して説明しながらというとさせていただいている。それ以外は確かに今回の船橋市さんくらいのボリュームで、特に今のところ来てはいないかと思います。</p> <p>あるとして、本当に事務連絡レベルの、先ほどおっしゃったように、こういった機関がありますっていうふうなものだと、こういった困った場合はここにっていうぐらいの、本当に1, 2枚程度はありますけど、なので今後多くの自治体からこういったものが届いたとして、使い方次第というところなので、困ることはないです。</p> <p>戸松副会長</p> <p>船橋地区保護司会の戸松です。発言させていただきます。</p>
--	---

今、東京のガイドブック等、お話を出ました。確かに私共、船橋地区保護司会の更生保護サポートセンターでもですね、ネットで入手しまして、それを参考にさせていただいてる部分もあります。

あと私の方で今千葉県保護司会連合会の会長も兼務しております。県の会議の方、今年1回出て、もうすぐ2回目がありまして、出る予定であります。

ただ前回話を聞いた内容では、あまり中身がですね伴っていない部分もあって、進んでないな県の方は、という印象でして、船橋を今こうやってネットワーク会議になってますけども、一番船橋が進んでいると。

逆にこれを参考にさせていただいて意見させていただくといいますか、県の方へそういう話もできると思っております。

なお、事務局の方から今回このハンドブック案を最初にいただきましたですね、中身を見させていただきました。本当によくできています。私ども保護司は、要は、なんていうんですか、更生保護活動で行っているわけですから、少年、また成年等のですね、面接を行うときに、やっぱり出した人たちは、一番最初に何を求めてくるのかっていうなところもね、ありますので、参考にさせていただける部分が非常に多いです。当然国民健康保険の問題とか免許証の問題とか、住民票、市県民税ですね、その納付がされてない部分とかで、彼らが困っていると、家族が支払ってないから、本人が支払わなきやいけない。だけど現在仕事がないから払えない。結局滞納していくとですね延滞金が付いてきますから、ですから、まず仕事を探さなきやいけないってのもありますけれども、そういう意味で我々がこのハンドブックを参考に本人と話し合っていくというイメージがですね、ちょっと見えてきてる部分がありますんで、大いに参考になっているんですね。

先日も仕事を途中でやめちゃってどうするんだっていう話のときに、やはり雇用主会とか、もしくは県の方の就労支援の機構がありますから、そちらの紹介をさせていただく形の中で、そういうハンドブックがあれば、参考にして、本人との話をしていく段階でね、面接していく段階で使えるというところですね。本人に渡すんじゃなくてね、我々支援団体が手引きとして使えるマニュアルとして使えるという言い方がどうかあれですけども、そういう部分が非常に多いなと思ってますので、私は参考になるなと思ってます。

ボリューム的に足りる・足りないと言われますとね、足りない部分もあるかもしれません。

	<p>ただ、そこまで詳細に載せる必要もないのかなと。ある程度は、支援団体のとこに行ってそこから細かくね、説明を本人たちにしていただければいいわけで、我々が全部細かいところまで知る必要はないのかなっていう気はあります。ですから、そうすれば多少は、ページ数も少し減るだろうし、場合によりまして入口のところで、そのリーフレット的なもの、A4紙1枚くらいのものとかで、本人に紹介するときにこういう形で進めようねというようなこともできるんじやないかと思います。</p> <p>この先、どういうふうに進めるか、いろいろあるでしょうけども、会長がおっしゃっていたこともありますので、その辺をご理解いただいて、この先に進めていただければと思っております。</p> <p>東本会長</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今ちょっとチェックしたところ東京都は、非行少年・再犯防止支援ガイドブックっていうものがあって、そのガイドブックは、支援をサポートする方へっていうところの中でかなり厚くなっている形でのガイドになっております。</p> <p>なので、例えば今ご意見いただき、ガイドブックという形で、このボリュームのまま丁寧に精査していき、一つ前半の部分は、ご本人とも使えますという形の中でもしかすると、後ろに回す情報を増やして、前を少なくしていって、みたいな形で支援をする方は全体があの手元にあるガイドになるけれども、まさにイメージだと、ハンドになるようなものっていうの使い方も含めた工夫をしていくっていうところは、この会議として、市の方に提案してみるというところにするということになってくると多分届け先と使い方と、あとはこの情報をこのまま役に立つっていうものがどこかに届くっていうところになるのかなっていうふうに思いますので、ですので、またご覧いただく中で、それだったらこの情報もとかっていうところとか、むしろあの手前の方に必ず載せた方がいい情報はこういうところなんではないかというところのアドバイスをいただければということは考えておりますのでそこはまた市の方に、あのご提案いただいて、まとめていくことに繋がればいいのかなっていうふうに思いますので、この情報で私もすごい助かるなって思っておりますのでこの情報を大事にしながら、見やすさと、ちょっと見る方の対象に合わせて、少し段階を経ていくというところと、そこも多分何ですかね、デザインとかが変わってくる段になれば、よりそのことが強調されているかと思いますので、そこで使用す</p>
--	--

	<p>る側が選べるような仕組みっていうの、内容ではなく仕組みをこう考えていくっていうにちょっと、次は努力をしていくという方向性が良いのかなというふうに思います。</p> <p>もう少し情報をという意味では、先ほどの法務少年支援センターもそうですけども、本人に渡すという意味では、少年院の方でも、出院した子たちが以前よりもちょっとまた広い枠で連絡して相談できるっていうようなところもあるかと思うんですけど、もしその辺の情報の掲載の有無とかどういった情報の提供の可能性があるのかっていうのは、樋原委員の方からもしあれば教えていただきたいんですけども。</p> <p>八街少年院の樋原です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>出院した生徒向けに、全員ですね、このようなお守りカードっていうのを渡していく、QRコードをスマホで読み取ると出院者用のメールが開きます。</p> <p>そのメールで、困りごととかを少年院に対して送ることもできますし、あと、カードに書いてある電話番号は出院生向けの専用ダイヤルになっていて、他からはかかってこないです。出院生だけじゃなくて、保護者の方、それから雇用主さんとかそういう言って他の支援者の方とか、そういう方々からも、我々相談を受けるという制度があります。</p> <p>東本会長 ありがとうございます。</p> <p>例えばもし今挙げた前の方をより本人向けにするのであれば、例えば、ちょっとホゴちゃんとかが出てきて、出院時にお守りカードもらえませんでしたかみたいなのとかの一文を入れるとかにすると、ハッと気づけるみたいな、そのぐらいの情報提供ということは可能ということでしょうか。</p> <p>樋原委員 そうですね。ぜひよろしくお願ひいたします。</p> <p>東本会長 しかも、今聞くときっと我々も、そういったことをしてるんだったらそういうのを持ってるか聞くっていうことも、支援者と彼らのコミュニケーションの1つに繋がるのかなっていうふうに思いますので、何かこう、意外と会議に出てくる内容っていうので、公表していいものを載せた方がいいのかなっていうふうに思いました。</p> <p>以前は、なかなか外に出ると、かけられるけど担当した先生に繋がらなかつたりとかってところで、あの電話するのやめちやおうっていうところもあったかと思うんですけど、多分かな</p>
--	--

	<p>り工夫をされて、繋がりやすくなってしまって、アドレスなんかもとてもいいんじゃないかなっていうふうに思うので、何かちょっと忘れていませんかみたいなものの中で載せてあげるっていう可能性はあるのかなと思います。</p> <p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>すみません、これはネットに載る前提で考えてよいのでしょうか。</p> <p>事務局でございます。皆様ご議論ありがとうございます。</p> <p>この冊子 nº 1 ですけれども、出来上がりましたら先ほどお話の中にもございました、まず、全国の矯正施設に今のところ1冊をお届けしようという予定ではあります。</p> <p>その上でホームページにも掲載し、通知文といいますか、お届けする文書の中で、ホームページの案内もさせていただくというような方向では考えております。</p> <p>やっぱり帰住調整して、例えば船橋に帰るって人への支援に当たってひたすらネットサーフィンをするみたいな感じも各施設の担当者があるので、そういうときに、これがあってこれ全部まとまるってなると、すごく帰住調整側としてもありがたいと思います。</p> <p>ネットに掲載してかつ、そこにアクセスしやすいような形でご案内いただければいいかなと。</p> <p>あと意外とですね、支援者とか矯正施設の職員って、この冊子 nº 1 って本人に見せていいのかなっていうところ一瞬迷いがあって、そのときにやっぱり当事者向けとか書いてあるページがあったりすると使いやすいですし、「当事者の方に配布いただいても構いません」とか書いてあるとすごく支援者としても使いやすいといいますか、これどうしても見せていいのかなあと思うこともありますので、ただそういう一言があると、より使いやすくなるだろうなあっていうふうに思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>少し大きな方向性が決まってきた中では、あとは微調整というか、出し方というか、使い方っていうところだけになってくるかと思うんですけども、全体的なコンセプトとしては一応納得というところに関しては納得というところで、あとは工夫に関して、送付に関して案内に関して、あとは配布の仕方に関してっていうところは、このまま進め今日の会議を受けて進め</p>
--	--

	<p>ていただくということで、よろしいでしょうか。</p> <p>これ、目安は今年度中には一応完成したいなというところでよろしいですか。</p>
小又主任主事	<p>はい。年度末には完成できるように、ということで進めていきたいと思っております。</p>
東本会長	<p>もしですね、今ご案内があったように、冊子の前の方でもご本人にこれはあった方がいい方がいいとかお気づきなことがあつたら、あのここは残してもいいけど掲載に注意が必要とかっていうところがあつたりしましたら、あのご意見いただければというふうに思いますので、目標の期日に出していただくのと、何よりも今年度の成果として、やはり船橋で委員の皆様にもお忙しい中集まつていただく中で1つの成果物だと思いますので、目標に向かってとりまとめをまた今お願いしなければいけないと思うんですよ。何よりまとめていただいた方にも感謝をしてというのが一番というふうに思っておりますので、意見を出すということがまたそれに我々が応えることだと思いますので、工夫とかいいアイディアとかがありましたら簡単なメモとか簡単なものでも構いませんので、事務局等にお送りいただければ、また精査できるかなというふうに思っております。</p> <p>よろしいでしょうか、かなり良い議論だったのではないかというふうに思うのですが、後はまたすぐにということにはならないかもしませんが、提示の仕方というものを再度ちょっとご提案していただいた取りまとめたものを委員の方にお送りさせていただいて、ご確認いただくというところと、内容についてももしご意見が、また言葉を載せたいということがあれば、お受けしますが、最終的に細かい意見を受け入れられるデッドラインとかってありますでしょうか。</p>
小又主任主事	<p>そうですね、今後のネットワーク会議の予定を少し触れさせていただきますと、今年度はあと1回、概ね年明け1月ないし2月あたりの開催を予定しております。</p> <p>その会議の中で皆さんまたご確認いただいた中で最終的に確定作業というところにはなりますので、そういう意味では、細かい文言等の修正に関してはその辺りぐらいまでは可能なのかなとは思っております。</p>
東本会長	<p>内容的な提案だとどうでしょうか。</p> <p>私のイメージですけど、今年中くらいに、その時点まではた</p>

	くさんのアイデアを受けられたらなというふうに思いますので、12月末くらいまでに何か具体的な形をしていただくようなイメージでしょうか。
小又主任主任	アイデアといいますか、細かい部分というよりかは、そういう大枠の内容的な部分ですとかそういったところに関してという意味では、先生がおっしゃるようなイメージでいただけると非常にありがたいなというところがあります。ありがとうございます。
東本会長	<p>本日方向性についての話になってそこが固まったというところはすごく大きなところだと思いますけれども、もし意見は言わなかつたけどこういったことがいいんじゃないかとかこういったことはプッシュしたいということがありましたら、12月末ぐらい目処にアイデアがございましたら、ご案内いただければというふうに思っております。</p> <p>多分わからないですけれどこんなに議論して、ハンドブックとかガイドブックを作ったりとか、再犯防止推進計画の具体案について、多くの委員の皆様のご意見を反映しようとするような会議って、私もあんまりちょっと聞かないというか、参加されている先生方からもあまり聞かないので、とても具体的かつ前向きなものというのと実践的な議論ができる会議だったかなというふうに思っております。</p> <p>本当に皆様、ご協力いただいてありがとうございます。</p> <p>これまでの協議内容を踏まえて改めて事務局の方と、私の方も一生懸命編集にも参加したいと思っておりますので、また皆様にもご確認いただくという形で、引き続きご協力をお願いしたいと思っております。たくさんのご意見もいただいて、アイデアもいただいて、感想もいただいたことに感謝いたします。</p> <p>何より、ここまで仕上げていただいて、こういう会議に、またある種半分完成版のたたき台が出てくるっていうのはとても素晴らしいことだと思いますので、こういった力を継続的に続けていければというふうに思っております。</p> <p>この冊子についての議論はここで終わらせていただいて、議事の3に入りますが、更生保護法人千葉県帰性会についてのお話をですね、千葉保護観察所の高尾委員よりお話をいただけることですのでお願いしてもよろしいでしょうか。</p>
高尾委員	お時間いただきましてありがとうございます。

	<p>配布資料の中で、ちょっと青が入っている3つ折りにする前提のリーフレット、資料4なんですけども、刑務所を出所するにあたって行き場がない人を受け入れる施設として更生保護施設というものがございます。全国で103施設ございまして、千葉県内は唯一この千葉県帰性会のみが運営をしております。令和5年度に解体をして、令和6年度に新築工事をしたということで、数十年ぶりの全面改築をいたしました。</p> <p>今年の5月から運営を再開しております。船橋地区保護司会さんでも見学いただいたというふうに聞いておりますけども、まずは皆様のおかげさまをもちまして特に千葉刑務所さんの隣に立っておりまして、建て替え中のですね仮事務所を提供いただいたりとか本当に地域の皆様、それから関係の皆様の、ご理解とご協力のもとで運営を再開することができました。</p> <p>まずはその、そのご報告と、関係の皆さんですね、もし見学したいというようなことがあれば私の方で窓口対応したいというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>私からの話題提供ということで以上です。</p> <p>東本会長</p> <p>ありがとうございます。 何かご質問とかご要望とかございますでしょうか。</p> <p>小出委員</p> <p>貴重なお話ありがとうございます。 今の全国で103という中で、千葉県内の1ヶ所っていうのが、なんでっていうのが率直な思いなんですけれども、大丈夫なんですかっていうのをちょっとお伺いできればと思います。</p> <p>高尾委員</p> <p>はい。ありがとうございます。 法務大臣の認可のもとで、法人を立ち上げて運営をしなければならないというようなところで、今103施設あって東京は複数施設あるんですけども、例えば近県で言っても、埼玉県も1ヶ所ですし、各都道府県最低位最低1ヶ所っていう感じなんですけども、なかなかこれやっぱ民間の法人ですけども、経営が苦しくてですね、そんなにたくさんどんどん作れるのかっていうと、結構関心を持ってやってみたいっていうことで問い合わせもよくいただくんんですけど、大体皆さん断念されます。どういうことが認可に必要なのかという具体的なイメージを聞いて、どういうことが認可に必要なのかってのを確認したあたりで大体皆さん、撤退するというか、そういうような感じなので、なかなか難しいのかなと。</p> <p>歴史があるところがですね、この帰性会についても成田山新</p>
--	---

	<p>勝寺を中心とした宗教団体が母体になって明治30年から始まっているというようなところで、大体のところは何かしらの母体があつてやっておられるというところが多いのかな。</p> <p>なので新規に立ち上がるっていうのはあんまりこう聞いたことがないですね。今、受刑者も減っておりまし、いろんな他の受け皿もできてきてているというようなこともあるのでそういうのをいろいろ使い分けながら、やっているというところでシビアな話で言うと経営っていうこともあるので帰性会の方もどんどん本当は受け入れていかなきやいけないというような状況にあたりはします。</p> <p>戸松副会長</p> <p>ちょっと付け加えて申し上げます。</p> <p>今103ヶ所というお話ありましたけども、千葉県で1ヶ所になつてしまつましたが、過去は3ヶ所か4ヶ所あつたようです。船橋にも1ヶ所。先日視察に行ってまいりましたが、宿泊、それから食事関係、これ全部無料です。最長で6ヶ月間いられます。</p> <p>今大体、2、3ヶ月で、仕事や住まいが見つからつて移る方が多いようです。23名が定員ですけども、20名今入つております。</p> <p>そういう状況で視察してきました。大変明るくなつて綺麗になりました。昔は真っ暗でした。</p> <p>壁が多かつたですね、昔はね。今はガラスが多くなつて、中央も中庭があつてガラス張りになつてますので、明かりを取り入れられるようになつてます。</p> <p>まだ畳の匂いが残つてますので、ぜひそのうちに寄つていただくといいかもしません。</p> <p>東本会長</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ここに書いてあるように、帰性会も男性の施設なんですけれども、女性が入れる施設が本当に少なくて、女性の入る施設には私も多分全部行つてると思うんです。行けばちやうぐらゐの数つていうところもある中では、こういった再犯防止推進計画を市がしっかりと持つていてどこかの制度に繋がるつていうことは本当に大事かなと思いますし、更生保護施設、本当に運営が大変な中で、施設の入居申請をしても調整しても入れないつていう方もいたりとかします。もちろん定員で入れないつてこともありますし、保護観察所のサポートのもと、自立準備ホームとかも立ち上がっておりますけれどもこういった情報も、なかなか中にいると届かなかつたりそして更生保護施設の調整が</p>
--	---

	<p>間に合わないと、それで間に合わないまま満期になって、帰住地なしで出て行く、そしたら更生緊急保護なのかっていうふうになったときの、ガイドブックと思ったりすると、本当にあの帰住のこととかも、こういった施設の立ち上げとかからの知ってる我々は関心を持っていますけれども、自分たちが目の前の帰住にいっぱいいっぱいになっていると、そこがダメならもうダメじゃんってなることもあるかと思うので、数の少なさとかからも考えていくそして女性の施設の少なさ、そして遠いところも多いので、そういうところだと働きに行くところもすごく遠かったりするっていうふうになると、本当にこの再犯防止推進計画っていうのは幅広な視点が必要だなっていうふうに改めて思いました。</p>
<p>文川委員</p>	<p>自連協の文川です。今日初めて参加させていただきました。今最後になって初めてようやく納得いったんですけど、こういう帰性会なんかに、今日もらった再犯防止支援ハンドブックがあった方が、船橋市の方としてもかなり活きてくるんじゃないかなと思うんですよね。</p> <p>先ほど、刑務所の方々の意見も聞いていましたが、早い話がかなりギャップがあるんじゃないかなと思いました。</p> <p>あまりにも広すぎて、でも刑務所の方々は法務省関係ですから、そういう更生させるだけの、また教育もあると思うんですよね。</p> <p>我々一般市民やその行政の人間が作ると、そういう本職の方を招いて作るのとは、やはりどうしてもある程度のギャップがあるんじゃないかなと思うんです。今たまたま戸松さんからちょっとこの話を聞いたんで、帰性会、こういうところに持つて行って話した方が、船橋の中の医療関係そして役所の手続とか、活きてくるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
<p>東本会長</p>	<p>そうですね、帰性会は千葉なので、私なんかはもう手持ちで行ってもいいぐらいだと思います。</p> <p>多分船橋、千葉県内の方もいらっしゃるかと思うので、帰性会にご案内するというのは1つかなというふうに私もあの聞いていて思いました。</p> <p>保護観察所を窓口にして帰性会とか、自立準備ホームとかに案内していくと、その方がもし千葉県内に近隣で船橋に帰るつて可能性の高い方っていうのも確かにいらっしゃるのかもしれないで、またご案内ルートというのは、こういったアイデアをいただきながら、我々が参考になるぐらいなので、きっとこ</p>

	<p>れがあると助かる方はいらっしゃるんだろうなというふうに思いました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議題はすべて終了いたしましたが、全体を通して何かご質問等はございますか。</p> <p>なければこれで、本日の審議を終了いたしますが、最後に事務局から、連絡事項等があればお願ひします。</p> <p>斎藤課長</p> <p>皆さん、長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございます。</p> <p>最後に連絡事項として事務局から3点申し上げます。</p> <p>1点目、ハンドブック案の確認についてですが、本日の議論の内容も踏まえまして、事務局にてハンドブック案を再編集させていただき、また委員の皆様に確認させていただきたいと思いますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願ひします。</p> <p>2点目、本日の会議の会議録につきましては、事務局にて作成したのち委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。</p> <p>改めて文書にてお知らせいたしますので、こちらにつきましてもどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>3点目、先ほどもありましたが、今年度の会議は本日を含めて2回の開催を予定しており、次回の会議の開催については、年明け1月～2月頃の開催を予定しております。日程については改めてお知らせさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>東本会長</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。</p> <p>皆様、本日はありがとうございました。</p>
--	--